

2024年12月13日

各位

会社名 株式会社ジーフット
代表者 代表取締役兼社長執行役員 木下 尚久
コード番号:2686
東証スタンダード市場・名証プレミアム市場
問合わせ先 経営企画・財務経理本部長 中村 好昭
電話番号 03-5566-8215

**第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更
ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 当社の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額 65 億円の B 種種類株式を発行すること
- ② B 種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ B 種種類株式の払込みの日を効力発生日として、B 種種類株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 2025 年 2 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、B 種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）（B 種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）および本定款変更に係る各議案（以下「本付議議案」といいます。）を付議すること
- ⑤ 2025 年 2 月 20 日開催予定の当社普通株主による種類株主総会（以下「本普通株主種類株主総会」といいます。）に、本定款変更に係る議案を付議すること
- ⑥ 本臨時株主総会の開催日までに、会社法第 325 条の準用する第 319 条第 1 項に基づき書面による決議を予定している A 種種類株主総会（以下「本 A 種種類株主総会」といいます。）に、本定款変更に係る議案を付議すること

本第三者割当は、本臨時株主総会において本付議議案の承認が得られること、ならびに本普通株主種類株主総会および本 A 種種類株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。なお、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

I. 本第三者割当による種類株式の発行について

1. B 種種類株式の概要

① 払 込 期 日	2025 年 2 月 21 日
② 発 行 新 株 式 数	B 種種類株式 65 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 1 億円
④ 調 達 資 金 の 額	65 億円
⑤ 配 当 金	普通株式および A 種種類株式と同順位にて一株当たり同金額を支払う
⑥ 募集または割当方法 (割当予定先)	イオンに対する第三者割当方式

⑦ そ の 他	B種種類株式の内容の詳細は別紙1（B種種類株式発行要項）をご覧ください。 普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。
---------	---

2. 本第三者割当の目的および理由

(1) 本第三者割当に至る経緯および目的

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく、4カ年（2023年2月期～2026年2月期）の事業再生に取り組んでおります。2024年2月期では「成長戦略に向けた基礎固め」を経営方針に、不採算店舗整理が完了し、アスビーブランド統一（利益店舗へ経営資源を集中し、事業効率・販売効率の最大化を図る）は対象とする店舗のうち半数まで改装が進んだことから店舗収支基盤の基礎固めを進めることが出来ました。

2025年2月期からは「成長戦略へ舵」を経営方針に据え、2025年2月期重点取り組み（事業構造改革、MD構造改革、組織・コスト構造改革、EC事業の成長と拡大）を軸にした成長軌道回帰への取り組みを進めております。

そのような状況の中、2025年2月期第2四半期（中間期）における売上高は、不採算店舗の整理により店舗数が2024年2月期同期から30店舗減少したこと等もあり2024年2月期同期比は4.1%減少（売上高実績322億73百万円）となったものの、事業構造改革でお客様のストアロイヤリティ（信頼度、愛顧度）向上を目的に、地域のお客様情報や店舗特性に基づいた品揃え・販売サービス改革に取り組んできたアスビーブランド統一店舗の売上が好調（対象116店舗の売上2024年2月期同期比8.6%増）だったこと等により既存店2024年2月期同期比では4.3%増の実績となりました。なお、2025年2月期第2四半期（中間期）末における当社グループの店舗数は、3店舗の出店と7店舗の退店を行ったことにより店舗数649店舗（当社単体では642店舗、2025年2月期首差4店舗減）となりました。

売上総利益高では、MD構造改革でこれまでの業態（店舗屋号）起点だった品揃えを、地域のお客様情報やトレンドに基づいたスポーツ&キッズシューズ中心の品揃えに変えたことや投入アイテム数の絞り込みと1アイテム当たりの発注数量を増加させたことによる正価販売率の改善で売上総利益率の増加（実績44.3%、2024年2月期同期から0.4ポイント増）を図ることが出来ました。

組織・コスト構造改革では、店舗人員再配置による勤務シフトの見直しや業務デジタル化による定型業務の効率化（自動化・簡略化）、店舗賃料減額等による継続的なコスト削減と売上に応じたコスト最適化の取り組みにより、販売費及び一般管理費は2024年2月期同期から10億77百万円減少の141億86百万円（2024年2月期同期比7.1%減）の実績となりました。

以上の結果、2025年2月期第2四半期（中間期）の当社グループの業績については、営業利益1億18百万円（2024年2月期同期は営業損失4億90百万円）、経常損失44百万円（2024年2月期同期は経常損失6億15百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は1億59百万円（2024年2月期同期は親会社株主に帰属する中間純損失8億円）の実績となりました。

このような環境の下、2025年2月末日までに当社の債務超過を解消し上場維持基準（純資産）への適合を図ることと、事業再生・成長軌道回帰のために、イオンとの間で様々な観点から協議を継続してまいりました。そして2024年10月9日に、当社よりイオンに対して資金面や事業面等の経営支援の要請を行いました。当該要請を受けて、イオンとの間で資金調達や資本増強に関する各種施策の実施に関して正式に協議に入ることになりました。

その後2024年10月から12月にかけて、イオンと複数回にわたり協議・交渉を行う中で、当社において割当候補先の特性、施策内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条

件)を種々検討したところ、最終的に上記「1. B種種類株式の概要」に記載のとおりイオンにB種種類株式を割り当てることが最善であるとの判断に至りました。本第三者割当は、当社、子会社および関連会社(以下「当社グループ」といいます。)の財務基盤の安定に加え、当社の事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、当社の中長期的な企業価値向上につながると考えております。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と4カ年(2023年2月期~2026年2月期)の事業再生をさらに確実にかつ迅速に推進し、より加速度を上げて業績改善を図るためには、資本性の資金調達を実施することが不可欠であると考えております。

そこで、当社の3つの改革の推進およびEC事業の成長と拡大を実現するための資本性の資金調達の具体的方法について、様々な選択肢を検討してまいりました。この点、当社普通株式による資金調達の実施は、新型コロナウイルス感染症の影響により自己資本が毀損しており、また、当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であると判断しました。また、当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断しました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができ、結果として当社の債務超過の解消、ひいては上場維持にも寄与することから、当社にとって最良の選択肢になり得ると判断いたしました。

また当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社との事業上のつながりが深く、当社がイオングループの運営する多くのショッピングセンターに出店する主要なテナントであることから、当社の財務基盤を強化し、当社の事業構造改革を推進・実現させることがイオングループの企業価値向上につながるもののご理解をいただいたイオンを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、B種種類株式をイオンに対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。B種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。なお、B種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生しません。

(i) 配当

普通株式およびA種種類株式と同順位で、B種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当が行われます。

(ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにB種種類株式の全部または一部を取得することができます。

当社が取得することができるB種種類株式の1株当たりの取得金額は、以下のとおりです。

(a) 基本取得金額

B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本取得金額」という。)とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.025)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b)控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価償還日までの間に支払われたB種配当金（以下「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1+0.025)^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(iii)金銭対価の取得請求権

B種種類株式の内容として、B種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてB種種類株式を取得するものとされております。

但し、B種種類株式の割当予定先であるイオンは、原則としてB種種類株式の払込期日以降7年間、B種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該期間は、その満了日の前日までに当社およびイオンの書面による合意により、当該払込期日の12年後の応当日までの日のうち、当該払込期日の応当日であるいずれかの日まで延長できます。

B種種類株主により金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、以下のとおりです。

(a)基本償還金額

B種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還金額」という。）とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.025)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b)控除価額

上記(a)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われたB種配当金（以下「償還請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1+0.025)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(iv) 議決権

B種種類株式には議決権が付与されておりません。

(v) 譲渡制限

B種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされております。

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	6,500百万円
②	発行諸費用の概算額	165百万円
③	差引手取概算額	6,335百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登記費用、アドバイザー費用、弁護士費用、B種種類株式の価値算定費用、臨時株主総会関連費用等です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

	具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	イオンからの借入金の弁済	5,000	2025年2月
②	構造改革のための運転資金	1,335	2025年3月～2027年2月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金用途についての詳細は以下のとおりです。

① イオンからの借入金の弁済

A種種類株式発行の際に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のために借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用する予定であります。この結果、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。

② 構造改革のための運転資金

当社は、事業再生計画に取り組んでおり、2024年2月期には成長戦略に向けた基礎固めを進め、2025年2月期は成長戦略へ舵を切るための重点施策として、事業構造改革、MD構造改革、組織・コスト構造改革、EC事業の成長と拡大を進めており、成長軌道回帰へ取り組んでおります。事業構造改革の柱は、お客さま一人ひとりのライフステージに合わせた革新的な提案をキッズ事業からアスビー事業でライフステージ全体を取り込むことを目的とした店舗改装を加速化していくこととなります。MD構造改革の柱は、これまでの業態（店舗屋号）起点だった品揃えを、地域のお客さま情報やトレンドに基づいたスポーツ&キッズシューズ中心の品揃えに変えることや投入アイテム数の絞り込みと1アイテム当たりの発注数量を増加させることを通じた正価販売率の改善となります。組織・コスト構造改革の柱は、店舗人員再配置による勤務シフトの見直しや業務デジタル化による定型業務の効率化（自動化・簡略化）、店舗賃料減額等により継続的なコスト削減と売上に応じたコスト最適化を目指すこととなります。このような構造改革に取り組んでいく過程では、運転資金を確保しつつ、柔軟に投入していける体制を整えることが必要だと考えており、3つの構造改革を着実に

推進するために、総額として、1,335百万円を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社の置かれた厳しい経営状況から脱却するべく事業構造改革を実行し、一層の事業拡大、収益性の向上、財務体質の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な成長、企業価値の向上につながるため、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、B種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたB種種類株式の評価額、および当社の置かれた事業環境、財務状況、「2 (1) 本第三者割当に至る経緯および目的」に記載されたイオンとの交渉経緯を総合的に勘案の上、金1億円をB種種類株式の1株当たりの払込金額としており、当社としてはB種種類株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、B種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、B種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）にB種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、B種種類株式評価報告書を取得いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（B種種類株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルである配当割引モデル（DDM）を用いてB種種類株式の公正価値を算定した結果、B種種類株式の価格は、一株当たり96,270,660円～103,921,263円とされております。なお、当社は、赤坂国際会計から払込金額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

B種種類株式の払込金額は、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、B種種類株式発行については、本臨時株主総会において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、B種種類株式の発行により、総額65億円を調達いたしますが、上述の「2. 本第三者割当の目的および理由」に記載のとおり、前述の資金使途およびそれが合理性を有していることに照らしますと、B種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、B種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、当社普通株式に関する希薄化は発生しません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① イオン

(1) 商 号	イオン株式会社																						
(2) 本店所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1																						
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫																						
(4) 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス、およびそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理																						
(5) 資本金の額	220,007百万円(2024年8月末現在)																						
(6) 設立年月日	1926年9月21日																						
(7) 発行済株式数	871,924,572株(2024年8月末現在)																						
(8) 事業年度の末日	2月28日																						
(9) 従業員数	163,584人(連結)(2024年2月末現在)																						
(10) 主要取引先	持株会社につき、該当事項はありません																						
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三菱UFJ銀行																						
(12) 大株主および持株比率(2024年8月末現在)	<table border="0"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>13.23%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行(信託口)</td> <td>4.46%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>3.88%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人岡田文化財団</td> <td>2.57%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人イオン環境財団</td> <td>2.54%</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>2.12%</td> </tr> <tr> <td>ステート・ストリート・バンク・ウエスト・トリーティ 505234</td> <td>1.48%</td> </tr> <tr> <td>イオン社員持株会</td> <td>1.39%</td> </tr> <tr> <td>イオン共栄会(野村証券口)</td> <td>1.36%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険</td> <td>1.17%</td> </tr> </table>			日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13.23%	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.46%	株式会社みずほ銀行	3.88%	公益財団法人岡田文化財団	2.57%	公益財団法人イオン環境財団	2.54%	農林中央金庫	2.12%	ステート・ストリート・バンク・ウエスト・トリーティ 505234	1.48%	イオン社員持株会	1.39%	イオン共栄会(野村証券口)	1.36%	東京海上日動火災保険	1.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13.23%																						
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.46%																						
株式会社みずほ銀行	3.88%																						
公益財団法人岡田文化財団	2.57%																						
公益財団法人イオン環境財団	2.54%																						
農林中央金庫	2.12%																						
ステート・ストリート・バンク・ウエスト・トリーティ 505234	1.48%																						
イオン社員持株会	1.39%																						
イオン共栄会(野村証券口)	1.36%																						
東京海上日動火災保険	1.17%																						
(13) 当社との関係等	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社普通株式 28,461千株(うち間接保有分 2,111千株)を保有しております(議決権所有割合 66.9%(うち間接保有分 5.0%))。また、当社A種種類株式 50株を保有しております(保有割合 100%)。(2024年8月末日現在)</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社の取締役1名および監査役1名がイオンの従業員です。また、当社の従業員6名がイオンに出向しております。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社グループはイオングループとの間で、商品仕入れ、店舗の賃借、業務委託、ブランドロイヤルティ等の取引があります。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>イオンは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>			資 本 関 係	当社普通株式 28,461千株(うち間接保有分 2,111千株)を保有しております(議決権所有割合 66.9%(うち間接保有分 5.0%))。また、当社A種種類株式 50株を保有しております(保有割合 100%)。(2024年8月末日現在)	人 的 関 係	当社の取締役1名および監査役1名がイオンの従業員です。また、当社の従業員6名がイオンに出向しております。	取 引 関 係	当社グループはイオングループとの間で、商品仕入れ、店舗の賃借、業務委託、ブランドロイヤルティ等の取引があります。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	イオンは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。												
資 本 関 係	当社普通株式 28,461千株(うち間接保有分 2,111千株)を保有しております(議決権所有割合 66.9%(うち間接保有分 5.0%))。また、当社A種種類株式 50株を保有しております(保有割合 100%)。(2024年8月末日現在)																						
人 的 関 係	当社の取締役1名および監査役1名がイオンの従業員です。また、当社の従業員6名がイオンに出向しております。																						
取 引 関 係	当社グループはイオングループとの間で、商品仕入れ、店舗の賃借、業務委託、ブランドロイヤルティ等の取引があります。																						
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	イオンは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。																						
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)	<table border="1"> <tr> <td>決 算 期</td> <td>2022年2月期</td> <td>2023年2月期</td> <td>2024年2月期</td> </tr> </table>			決 算 期	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期																
決 算 期	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期																				

連 結 純 資 産	1, 812, 423	1, 970, 232	2, 087, 201
連 結 総 資 産	11, 633, 083	12, 341, 523	12, 940, 869
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	1, 130. 76	1, 161. 12	1, 231. 59
連 結 営 業 利 益	174, 312	209, 783	250, 822
連 結 経 常 利 益	167, 068	203, 665	237, 479
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	6, 504	21, 381	44, 692
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 金 額 又 は 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 損 失 金 額 (△) (円)	7. 69	25. 11	52. 25
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	36	36	36

(注) 当社は、イオンが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2024年6月4日付）において、「イオンは、反社会的勢力を排除するために、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、各都道府県の暴力団排除条例等を遵守し、取引を含めた一切の関係を遮断します。」との記載を確認しております。以上のことから、当社はイオンおよびその役員または経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

イオンは、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や当社における資本政策の考え方、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築の実現に向けて取り組むという当社の経営戦略および事業計画を十分にご理解いただいていること等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、イオンを割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先との引受契約における合意事項

当社は、イオンとの間で、2024年12月13日付で、それぞれ以下の内容を含む引受契約書を締結しております。

(i) 事前承諾事項

当社は、2024年12月13日以降、イオンが全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、イオンの事前の書面による承諾のある場合を除き、定款の重要な変更（新たな種類株式またはかかる株式を対象とする新株予約権の発行を目的とする定款変更その他B種種類株式の保有者に重大な損害を及ぼすおそれがある定款変更に限る。）、株式取扱規程の変更（B種種類株式に係る事項についての変更に限る。）、現金交付を伴う株式併合、自己株式の取得、資本金または準備金の額の変更、剰余金の配当（金銭に限られず、中間配当を含む。）その他の処分、株式会社以外への組織変更、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転、事業の全部の譲渡、解散、清算または倒産処理手続開始の申立てを行わずまたは子会社をして行わせない。但し、イオンは、事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならない。

また、当社は、2024年12月13日以降、イオンが全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、イオンの事前の書面による同意なく、株式等を発行または処分してはならない（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）。

(ii)取得請求権の行使制限

イオンは、原則としてB種種類株式の払込期日以降7年間、B種種類株式に係る取得請求権を行使できない。また、当該期間は、その満了日の前日までに当社およびイオンの書面による合意により、当該払込期日の12年後の応当日までの日のうち、当該払込期日の応当日であるいずれかの日まで延長できる。

(4) 割当予定先の保有方針

イオンについては、B種種類株式の取得は、同社の子会社である当社の事業構造改革を主に財務面から中長期にわたり支援する方針に基づいたものであると理解しております。なお、B種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を必要としております。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、イオンについて、同社が2024年10月15日付で関東財務局長宛に提出している2025年2月期半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金および預金1,386,293百万円(2024年8月31日)と記載されていることを確認しております。また、イオンからは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭で得ております。

以上より、当社は、割当予定先について、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 大株主および持株比率

(1) 普通株式

割当前 (2024年8月31日現在)	割当後
イオン株式会社 61.90% (26,350千株)	同左
有限会社高田 2.11% (900千株)	
イオンフィナンシャルサービス株式会社 1.57% (670千株)	
イオンモール株式会社 1.22% (520千株)	
ジーフット社員持株会 1.10% (469千株)	
株式会社フジ 0.88% (375千株)	
株式会社コックス 0.78% (336千株)	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 0.75% (320千株)	
株式会社みずほ銀行 0.70% (300千株)	
株式会社三菱UFJ銀行 0.67% (288千株)	

(注) 1. 持株比率は、2024年8月31日現在の発行済株式総数42,565千株(自己株式12千株は除外しております。)に対する比率を記載しております。

2. イオン株式会社は上記記載の他に間接所有で2,111千株の株式を所有しております。

3. 上記には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 320千株

(2) A種種類株式

割当前 (2024年8月31日現在)	割当後
イオン株式会社 100%	イオン株式会社 100%

(3) B種種類株式

割当前 (2024年8月31日現在)	割当後
該当なし	イオン株式会社 100%

8. 今後の見通し

本第三者割当により、自己資本の回復を図り、当社の財務体質の改善を図るとともに、資金使途への充当を通じて当社の企業価値の向上を見込んでおります。なお、本第三者割当による当期（2025年2月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。来期（2026年2月期）以降の業績に与える影響につきましては、精査した上で、適時適切に開示してまいります。なお、当社の現在の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場維持基準（純資産）適合に向けた改善期間は2年間（2023年3月1日～2025年2月28日）となっておりますが、本第三者割当の結果、債務超過は期間内に解消されることを見込んでおります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、（1）希薄化率が25%未満であること、（2）支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

但し、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項」の「（1）支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当は支配株主との取引等に該当します。したがって当社は、支配株主との間で利害関係を有しない委員で構成された特別委員会から、本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行っております。また、本第三者割当および本定款変更に関し本臨時株主総会での承認を経ることを予定しております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当は、イオンが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が2024年5月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件の決定と同様に、市場相場に基づいた交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、取引内容及び取引条件が関連当事者ではない者との取引と同様であることが明白であり、かつ、重要でないものを除く取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。」と記載しております。

この点、当社は、本第三者割当について、イオンからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記（2）および（3）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本第三者割当に係る決定を行っております。このような対応の結果、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「5. 発行条件等の合理性」の「（1）払込金額の算定根拠およびその具体的内容」に記載のとおり、B種種類株式の発行条件の決定にあたり、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して株式価値の算定を依頼し、B種種類株式の公正価値の算定結果を得たほか、下記（3）に記載のとおり、当社および割当予定先から独立した特別委員会の意見を取得しております。

また、当社の取締役のうち、イオンの従業員を兼務している三浦隆司氏、当社の監査役のうち、イオンの従業員を兼務している福田真氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、当社の立場においてイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。また、当社の取締役のうち、2024年3月までイオンの子会社であるイオンスポーツ商品調達株式会社の取締役であった熊谷直義氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、当社の立場において取引の実施意義、実施手法、発行価額を含む本第三者割当の取引条件等に関する検討およびイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。なお、同氏は、イオンの子会社の出身者であるものの、イオンから指示を受ける立場になく、本第三者割当に関してイオン側で一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、また、当社における定量面での検討に精通しており当社の事業計画の策定に不可欠であることから、独立した特別委員会を設置し、公正性を担保するための措置を講じることを踏まえ、同氏はイオンとの本第三者割当の取引条件等に関する交渉には関与しないことを前提として、交渉に必要な事業計画の策定に関与しております。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議および決議には参加していない三浦隆司氏および熊谷直義氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、福田真氏を除く当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社およびイオンから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている柴田昭久氏および川内由加氏ならびに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている石津卓氏および松浦由子氏の4名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか(① 本第三者割当の目的は合理的か、② 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、③ 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含みます。)について諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件および検討体制等に関する説明、赤坂国際会計から取得したB種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、2024年12月12日付で大要、以下の内容の答申書を提出しました。

(i) 本第三者割当の目的は合理的か

- ・ 当社によれば、本第三者割当に至る経緯については、当社、子会社および関連会社(以下「当社グループ」という。)においては、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく、4カ年(2023年2月期～2026年2月期)の事業再生に取り組んでおり、2025年2月期からは「成長戦略へ舵」を経営方針に据え、2025年2月期重点取り組み(事業構造改革、MD構造改革、組織・コスト構造改革、EC事業の成長と拡大)を軸にした成長軌道回帰への取り組みを進めているところ、2025年2月末日までに当社の債務超過を解消し上場維持基準(純資産)への適合を図ることと、事業再生・成長軌道回帰のために、イオンとの間で協議を継続し、2024年10月9日、当社よりイオンに対して資金面や事業面等の経営支援の要請を行い、当該要請を受けて、イオンとの

間で資金調達や資本増強に関する各種施策の実施に関して正式に協議に入ること
で合意した。

- その後 2024 年 10 月から 12 月にかけて、イオンと複数回にわたり協議・交渉を行う
中で、当社においてイオンの特性、施策内容（種類株式発行の金額規模その他の経済
条件）を種々検討した結果、イオンに対する本第三者割当は、当社グループの財務基
盤の安定に加え、当社の事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、
当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、本第三者割当が、当社にとって
最善であるとの判断に至ったとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点
は見当たらず、当社に資金調達の必要性が認められる。
 - 当社によれば、資金調達方法として、本第三者割当を採用した理由について、新型コ
ロナウイルス感染症拡大により棄損した自己資本の増強と 4 カ年（2023 年 2 月期～
2026 年 2 月期）の事業再生をさらに確実にかつ迅速に推進し、より加速度を上げて
業績改善を図るためには、資本性の資金調達が不可欠であるところ、新型コロナウイ
ルス感染症の影響により自己資本が毀損しており、また、当社グループの経営成績、
当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募
増資により必要な規模の資金を調達することは困難であること、および、普通株式を
用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の株主に対する不利益
を生じさせかねないことから、適切でないと判断したとのことである。その上で、無
議決権種類株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与さ
れていない、いわゆる「社債型優先株式」である B 種種類株式は、当社普通株式の希
薄化は発生させず、希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の
改善を図ることができ、結果として当社の債務超過の解消、ひいては上場維持にも寄
与すること、および、当社との事業上のつながりが深く、当社がイオングループの運
営する多くのショッピングセンターに出店する主要なテナントであることから、当
社の財務基盤を強化し、当社の事業構造改革を推進・実現させることがイオングル
ープの企業価値向上につながるものとの理解を得たイオンを出資先として決定する
ことで、当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させることができ
ることから、当社にとって最良の選択肢になり得ると判断したとのことである。以上
の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、資本性の資金調達を実施する必要性が
認められ、また、B 種種類株式は、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計
となっており、他の資金調達方法と比較して、本第三者割当による資金調達の合理性
が認められる。
 - 当社によれば、調達資金の用途は、イオンからの借入金の弁済および構造改革のため
の運転資金とのことであり、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、当社の
企業価値の向上に資する内容になっており、本第三者割当による資金調達の具体的
な資金用途に合理性が認められる。
 - 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するもの
といえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。
- (ii) 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか
- B 種種類株式の払込金額以外の主要な条件について、配当および金銭対価の取得条
項その他の内容について、交渉経緯や他社事例を踏まえると、不合理な条件とはいえ
ない。なお、B 種種類株式には、イオンに対して金銭対価の取得請求権が付されてい
るが、引受契約において、原則として B 種種類株式の払込期日からその 7 年後の応
当日（当事者の合意により 1 年毎に最大 12 年まで延長可）までの間は、B 種種類株式
に係る取得請求権を行使できないとされていることもあり、不合理な条件とはいえ
ない。
 - B 種種類株式の払込金額について、当社が選定した第三者算定機関である赤坂国際

会計による合理性を有するB種種類株式評価報告書におけるB種種類株式の評価価格を踏まえ、B種種類株式の払込金額は、合理的な水準にあるものと評価できる。

- ・ 本第三者割当において、B種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生せず、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計となっており、希薄化の観点からも合理性が認められる。
 - ・ B種種類株式の払込金額は、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えているが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の意思も確認することが適切であると考え、B種種類株式発行については、2025年2月20日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議による承認を得ることを条件としている。
 - ・ 下記(iii)のとおり、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、B種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
 - ・ 以上を総合的に考慮すると、B種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか
- ・ 当社は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本第三者割当の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザーおよび第三者算定機関につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザー等として承認し、さらに、当社の第三者算定機関として赤坂国際会計を選任することを決定した上で、所定のB種種類株式評価報告書を取得し、本第三者割当の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本第三者割当の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定のB種種類株式評価報告書を取得している。
 - ・ 当社は、上記の検討体制のもと、本特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、イオンとの間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。
 - ・ 当社取締役のうち、イオンの従業員を兼務している三浦隆司氏、および2024年3月までイオン子会社の取締役であった熊谷直義氏、ならびに、当社の監査役のうち、イオンの従業員を兼務している福田真氏は、当社の立場で本第三者割当の条件に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、2024年12月13日開催予定の当社取締役会において予定されている本第三者割当に関する議案の採決方法についても、同氏らは審議・採決に参加しない予定である。なお、熊谷氏は、イオン子会社の出身者であるものの、イオンから指示を受ける立場になく、本第三者割当に関してイオン側で一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、また、当社における定量面での検討に精通しており当社の事業計画の策定に不可欠であることから、独立した特別委員会を設置し、公正性を担保するための措置を講じることを

踏まえ、同氏はイオンとの本第三者割当の条件に係る協議および交渉には関与しないことを前提として、交渉に必要な事業計画の策定に関与している。これらの当社取締役会における検討体制に不合理な点は認められず、その他、本第三者割当に係る協議、検討および交渉の過程で、上記の当社取締役会構成員を含め、本第三者割当に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本第三者割当に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないといえないと判断したときには、当社取締役会は本第三者割当の決定をしないものとするを決議しており、本特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

- ・ 本第三者割当に係るプレスリリースおよび臨時報告書においては、本特別委員会に関する情報、種類株式の価値算定結果の内容に関する情報、その他本第三者割当の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

- ・ 上記(i)から(iii)を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

11. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
連結売上高	66,266	65,695	64,601
連結営業利益又は 連結営業損失（△）	△6,648	△4,804	△1,081
連結経常利益又は 連結経常損失（△）	△6,802	△5,004	△1,363
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△7,142	△5,523	△1,768
1株当たり連結当期純損失（△）（円）	△167.87	△129.81	△41.55
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	△64.25	△191.67	△229.29

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（2024年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	42,577,550株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,400株	0.01%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,400株	0.01%

上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,400株	0.01%
-----------------------------	--------	-------

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
始 値	399円	304円	287円
高 値	420円	350円	312円
安 値	297円	286円	266円
終 値	301円	286円	285円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2024年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	297円	300円	288円	286円	282円	283円
高 値	314円	303円	289円	290円	285円	284円
安 値	296円	283円	281円	278円	278円	281円
終 値	299円	288円	286円	282円	283円	282円

(注) 2024年12月の株価については、2024年12月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年12月12日
始 値	283円
高 値	283円
安 値	281円
終 値	282円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2022年2月9日
調 達 資 金 の 額	50億円（差引手取概算額：48.5億円）
発 行 価 額	1株につき1億円
募集時における発行済株式数	(2021年8月31日現在) 普通株式 42,557,500株
当該募集による発行株式数	A種種類株式 50株
募集後における発行済株式数	(2021年8月31日現在) 普通株式 42,557,500株 A種種類株式 50株 合計 42,557,550株
割 当 先	イオン株式会社 50株
発行時における当初の資金使途	店舗改装・新規出店資金 35.0億円 システム・IT投資資金 13.5億円
発行時における支出予定時期	店舗改装・新規出店資金 2022年3月～2024年2月 システム・IT投資資金 2022年3月～2025年2月
現時点における充当状況	上記資金使途において、当初の予定通り充当してお

ります。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり、B 種種類株式の発行を可能とするために、B 種種類株式に関する定款規定を新設するものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本付議議案の承認が得られること、ならびに本普通株主種類株主総会および本 A 種種類株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙 2（定款変更案）をご参照下さい。

3. 本定款変更の日程

2024 年 12 月 13 日 取締役会決議

2025 年 2 月 20 日 本臨時株主総会決議、本普通株主種類株主総会、本 A 種種類株主総会決議（予定）

2025 年 2 月 20 日 本定款変更の効力発生日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善および剰余金配当のための分配可能額の確保および充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当による B 種種類株式払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2025 年 2 月 21 日を効力発生日として本第三者割当により増額する資本金の額と同額である 3,250,000,000 円を減少することとします。

(2) 減少すべき資本準備金の額

2025 年 2 月 21 日を効力発生日として本第三者割当により増額する資本準備金の額と同額である 3,250,000,000 円を減少することとします。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項および第 3 項ならびに第 448 条第 1 項および第 3 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

2024 年 12 月 13 日 取締役会決議

2024 年 12 月 27 日 債権者異議申述公告（予定）

2025 年 1 月 27 日 債権者異議申述最終期日（予定）

2025 年 2 月 21 日 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

(別紙 1)

B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社ジーフット B 種種類株式 (以下「B 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
65 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1 億円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 32 億 5000 万円 (1 株につき、50 百万円)
資本準備金 32 億 5000 万円 (1 株につき、50 百万円)
5. 払込金額の総額
65 億円
6. 払込期日
2025 年 2 月 21 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての B 種種類株式をイオン株式会社に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) B 種配当金
当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主 (以下「B 種種類株主」という。) 又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。) に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) 及び株式会社ジーフット A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。) を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種登録株式の登録質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) と同順位にて、B 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下「B 種配当金」という。) を行う。なお、B 種配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) 非参加条項
当社は、B 種種類株主等に対しては、B 種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、1億円（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。）を支払う。なお、A種種類株主等への残余財産の分配とB種種類株主等への残余財産の分配は同順位とする。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

(1) B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、払込期日（同日を含む。）から7年を経過した日（但し、当社とB種種類株主との間で払込期日（同日を含む。）から12年を経過する前の時点を基準とすると別途合意した場合は当該時点）以降であってB種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の10営業日前までに当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、(i)当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定めるB種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、B種種類株主等に対して交付するものとする。

但し、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還金額

B種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償

還金額」という。)とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.025)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

但し、償還請求日までの間に支払われたB種配当金(以下「償還請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、B種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1+0.025)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、B種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定めるB種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭(但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)を、B種種類株主等に対して交付するものとする。B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

(2) 取得金額

B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本取得金額」という。)とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.025)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日

数を「m年とn日」とする。

但し、金銭対価償還日までの間に支払われたB種配当金（以下「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1+0.025)^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

13. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、株式の併合又は分割を行うときには、普通株式、A種種類株式、及びB種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- (2) 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当会社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

15. 優先順位

当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

(別紙2)

定款変更案

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000,050株とする。</p> <p>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種別の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 144,000,000株</p> <p>A種種類株式 50株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第8条 および (条文省略)</p> <p>第9条</p> <p>第2章の2 A種種類株式</p> <p>(A種配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下本章において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下本章において「A種種類株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下本章において「A種種類株主等」という。)に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下本章において「普通株主等」と総称する。)と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本章において「A種配当金」という。)を行う。なお、A種配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、1億円(ただし、A種</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000,115株とする。</p> <p>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種別の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 144,000,000株</p> <p>A種種類株式 50株</p> <p><u>B種種類株式 65株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とし、<u>B種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>第8条 および (現行どおり)</p> <p>第9条</p> <p>第2章の2 A種種類株式</p> <p>(A種配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種配当金」という。)を行う。なお、A種配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、1億円(ただし、A種</p>

<p>種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下本章において「<u>払込金額相当額</u>」という。)を支払う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議決権) 第9条の4 (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 第9条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本章において同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章において「<u>償還請求日</u>」という。)として、償還請求日の10営業日前までに当会社に対して書面による通知(以下本章において「<u>償還請求事前通知</u>」という。)を行った上で、当会社に対して(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下本章において「<u>償還金額</u>」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本章において「<u>償還請求</u>」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。</p> <p>ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下本章において「<u>基本償還金額</u>」という。)とする。</p> $\text{基本償還金額} = \frac{\text{払込金額相当額}}{\text{額}} \times (1+0.02)^{m+n/365}$	<p>種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「<u>A種払込金額相当額</u>」という。)を支払う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議決権) 第9条の4 (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 第9条の5 A種種類株主は、<u>A種償還請求日</u>(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「<u>A種償還請求日</u>」という。)として、<u>A種償還請求日</u>の10営業日前までに当会社に対して書面による通知(以下「<u>A種償還請求事前通知</u>」という。)を行った上で、当会社に対して(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「<u>A種償還金額</u>」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「<u>A種償還請求</u>」という。)ができるものとし、当会社は、当該<u>A種償還請求</u>に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる<u>A種償還金額</u>を、A種種類株主等に対して交付するものとする。</p> <p>ただし、<u>A種償還請求日</u>においてA種種類株主から<u>A種償還請求</u>がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる<u>A種償還金額</u>が、<u>A種償還請求日</u>における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により<u>A種償還請求</u>がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる<u>A種償還金額</u>が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、<u>A種償還請求</u>がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. A種種類株式1株当たりの<u>A種償還金額</u>は、以下の算式によって計算される額(以下「<u>A種基本償還金額</u>」という。)とする。</p> $\frac{\text{A種基本償還金額}}{\text{金額}} = \frac{\text{A種払込金額}}{\text{相当額}} \times (1+0.02)^{m+n/365}$
<p>払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>ただし、償還請求日までの間に支払われたA種配当金(以下本章において「<u>償還請求前支払済配当</u>」</p>	<p>払込期日(同日を含む。)から<u>A種償還請求日</u>(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>ただし、<u>A種償還請求日</u>までの間に支払われたA種配当金(以下「<u>A種償還請求前支払済配当金</u>」</p>

金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。
 なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{償還請求前支払済配当金}}{\text{額}} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

3. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

4. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が本条第3項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の6 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下本章において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(以下本章において「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

2. A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下本章において「基本取得金額」という。)とする。

$$\text{基本取得金額} = \frac{\text{払込金額相当額}}{\text{額}} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年

という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりのA種償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。
 なお、A種償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、A種償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をA種基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{A種償還請求前支払済配当金}}{\text{額}} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

A種償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)からA種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

3. A種償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

4. A種償還請求事前通知の効力は、A種償還請求事前通知に要する書類が本条第3項に記載するA種償還請求受付場所に到達したときに発生する。A種償還請求の効力は、当該A種償還請求事前通知に係るA種償還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の6 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「A種金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対してA種金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該A種金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(以下「A種金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該A種金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該A種金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

2. A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「A種基本取得金額」という。)とする。

$$\frac{\text{A種基本取得金額}}{\text{額}} = \frac{\text{A種払込金額}}{\text{相当額}} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)からA種金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m

とn日」とする。
ただし、金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金（以下本章において「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{金銭対価償還前支払済配当金}}{\text{前支払済配当金}} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

（譲渡制限）

第9条の7（条文省略）

（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

第9条の8 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

2. 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

3. 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

（新設）

（新設）

年とn日」とする。

ただし、A種金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金（以下「A種金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、A種金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、A種金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をA種基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{A種金銭対価償還前支払済配当金}}{\text{前支払済配当金}} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

A種金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）からA種金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

（譲渡制限）

第9条の7（現行どおり）

（削除）

第2章の3 B種種類株式

（B種配当金）

第9条の8 当社は、剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種」

	<p>類株主等」という。) に対し、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種配当金」という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. 当社は、B種種類株主等に対しては、B種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p>(剰余財産の分配)</p> <p>第9条の9 当社は、剰余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、1億円（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種払込金額相当額」という。）を支払う。なお、A種種類株主等への剰余財産の分配とB種種類株主等への剰余財産の分配は同順位とする。</p> <p>2. B種種類株主等に対しては、本条第1項のほか、剰余財産の分配を行わない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第9条の10 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得権)</p> <p>第9条の11 B種種類株主は、B種償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額を限度として、払込期日（同日を含む。）から7年を経過した日（但し、当社とB種種類株主との間で払込期日（同日を含む。）から12年を経過する前の時点を基準とすると別途合意した場合は当該時点）以降であってB種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「B種償還請求日」という。）として、B種償還請求日の10営業日前</p>

	<p>までに当会社に対して書面による通知（以下「B種償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、(i)当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるB種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「B種償還金額」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該B種償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかるB種償還金額を、B種種類株主等に対して交付するものとする。但し、B種償還請求日においてB種種類株主からB種償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるB種償還金額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主によりB種償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかるB種償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. B種種類株式1株当たりのB種償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「B種基本償還金額」という。）とする。</p> $\text{B種基本償還金額} = \frac{\text{B種払込金額}}{\text{相当額}} \times (1+0.025)^{m+n/365}$ <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。但し、償還請求日までの間に支払われたB種配当金（以下「B種償還請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。なお、B種償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、B種償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。</p> $\text{控除価額} = \frac{\text{B種償還請求前支払済配当金}}{\text{相当額}} \times (1+0.025)^{x+y/365}$ <p>B種償還請求前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p> <p>3. B種償還請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p>
--	---

(新設)

4. B種償還請求事前通知の効力は、B種償還請求事前通知に要する書類が本条第3項に記載するB種償還請求受付場所に到達したときに発生する。B種償還請求の効力は、当該B種償還請求事前通知に係るB種償還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の12 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「B種金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対してB種金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該B種金銭対価償還日において、B種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「B種金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該B種金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該B種金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるB種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（但し、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）を、B種種類株主等に対して交付するものとする。B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

2. B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「B種基本取得金額」という。）とする。

$$\text{B種基本取得金額} = \frac{\text{B種払込金額}}{\text{相当額}} \times \frac{(1+0.025)^{m+n/365}}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。但し、金銭対価償還日までの間に支払われたB種配当金（以下「B種金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、B種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。なお、B種金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、B種金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \frac{\text{B種金銭対価償還前支払済配当金}}{\text{前支払済配当金}} \times \frac{(1+0.025)^{x+y/365}}$$

B種金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）ま

	<p>での期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限) <u>第9条の13 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設) (新設)	<p>第2章の4 種類株式の共通事項 <u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> <u>第9条の14 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式、A種種類株式、およびB種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。</u></p>
	<p><u>2. 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式またはB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</u></p> <p><u>3. 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式またはB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</u></p>
(新設)	<p>(優先順位) <u>第9条の15 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>